



伐採された松に消毒液を散布する作業員

現在、当時から現存する松は、拝殿へ登る石段脇に二本と、社務所の南側に一本の計三本となつてしまつたが、「鶴崎の松」と詠まれた当時の歴史を残すためにも、毎年予防や剪定を行い保存に努めている。  
 明治四十一年、境内の大松の周りに岡山県が「車馬ヲ乗入ル事」、「魚鳥ヲ捕ル事」、「竹木ヲ伐ル事」を禁止する墨書された高札（定書き）が設けられていた。

▼消火訓練▲

昭和五十四年消防署を始めとする消防関係者により境内で消火訓練が行われた。  
 当社は社殿を始めとする建造物が多く、早鳥町の文化財も保有しているため、火災に備えての訓練であつた。



消火訓練で整列する参加者



境内で放水訓練をする消防団員

この訓練では、社殿から火災が発生したとの想定で、消火栓からホースを繋ぎ、境内で放水を行った。  
 また、延焼防止策として水幕ホースを使用し、ファイヤーウォールが披露された。  
 火事の初期消火の必要性から、神社の職員も参加して、消火器の使用法や消火の指導も行った。

▼正面石段に手摺り設置▲

当社の随神門前の石段は延石を二本合わせて作られており、十九段で、幅三、五メートルある。秋祭りには、神輿を担いだまま随神門を潜つて、この石段を下りていたので、手摺りはその際障害となるために設置できなかったが、近年は神輿を台車に乗せての神幸祭巡行となつたので、以前から手摺りの設置を望む声にこたえて、



新たに設置されたステンレス製の手摺り

平成十一年七月ステンレス製の手摺りを設置した。  
 設置にあたって、総代会で神幸祭に神輿を再び担ぐ事になった場合は撤去し、脱着式等に変更する事とした。  
 この手摺りの設置により、足の不自由な方や年配者、子供が危険なく参拝する事ができるようになった。

▼東参道鳥居に社号額設置▲

町筋を片田から坂を上つて境内に入る東参道の登り口に寛延三年（1750）建立の石鳥居がある。

過去には木製の社号額が取り付けられていたが、長年の風雨により腐食が激しく、落下の危険があつたので、取り外してそのままになっていたが、神社への道案内のためにも耐用年数を勘案して、石製に変更して再設置する事とした。

平成十三年七月「鶴崎神社」の社号を書家の佐藤数夫（翠雲）氏に揮毫いただき、有限会社坪井石材が製作及び設置を行った。

社号額の取り付けには、笠木を取り外す必要があり、二つに分かれた左半分の笠木を分解して、笠木と貫の間に社号額を挟み込む作業を真夏の炎天下の中で行い、建立当時の容姿が復元された。



社号額が設置される前の鳥居



社号額設置作業